

徳島県告示第百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類		路線名		指定部分		区 間
県道	徳島鴨島	下り線	上り線	同	徳島市北田宮二丁目四七七番一地从先から	同
県道	徳島環状	下り線	上り線	同	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地从先から	
県道	徳島環状	下り線	上り線	同	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地从先から	
県道	徳島環状	下り線	上り線	同	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地从先から	
県道	徳島環状	下り線	上り線	同	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地从先から	
県道	徳島環状	下り線	上り線	同	徳島市南沖洲三丁目五番一〇地从先から	